

* 本資料はあくまでも議会運営委員会での説明用補足資料です。議会における議決は議案書の記載事項で行われるもので、本資料の内容で議決を得るものではありません。

令和4年 第4回海老名市議会定例会

概要資料



海老名市市制施行51周年記念式典



【会期日程】

令和4年第4回海老名市議会定例会 会期日程(案)

会期16日間

月 日	曜日	種別	内 容	開議時刻
12月 1日	木	本会議	開会、諸報告、議案審議、委員会付託	午前9時30分
12月 6日	火	委員会	総務常任委員会 予算決算常任委員会総務分科会	午前9時00分
12月 7日	水	委員会	文教社会常任委員会 予算決算常任委員会文教社会分科会	同
12月 8日	木	委員会	経済建設常任委員会 予算決算常任委員会経済建設分科会	同
12月12日	月	本会議	市政に関する一般質問	同
12月13日	火	本会議	市政に関する一般質問	同
12月14日	水	本会議	市政に関する一般質問	同
		委員会	予算決算常任委員会	本会議終了後
12月16日	金	本会議	委員会報告、議案審議、閉会	午前9時30分

【案件一覧】

■ 日程 14 件			
条例 4 件			頁
1	議案第78号	海老名市個人情報保護に関する法律の施行に関する条例の制定について	2
2	議案第79号	海老名市個人情報保護審査会条例の制定について	3
3	議案第80号	海老名市特別会計条例の制定について	4
4	議案第81号	海老名市一般職の職員の定年等に関する条例等の一部改正等について	5
指定管理 4 件			頁
5	議案第82号	指定管理者の指定について（海老名市立総合福祉会館）	7
6	議案第83号	指定管理者の指定について（海老名市障害者第一デイサービスセンター・海老名市障害者第二デイサービスセンター）	8
7	議案第84号	指定管理者の指定について（海老名市障害者支援センターあきば）	9
8	議案第85号	指定管理者の指定の期間の変更について（海老名市立わかば会館）	10
予算関係 6 件			頁
9	議案第86号	令和4年度海老名市一般会計補正予算（第11号）	11
10	議案第87号	令和4年度海老名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	19
11	議案第88号	令和4年度海老名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	20
12	議案第89号	令和4年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	21
13	議案第90号	令和4年度海老名市公共下水道事業会計補正予算（第2号）	21
14	議案第91号	令和4年度海老名市公共用地先行取得事業特別会計予算	22

■ 議案

【条例 4 件】

1 議案第78号 海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の制定について

【制定理由】

個人情報の保護に関する法律の改正により、個人情報保護制度が法による全国的な共通ルールに基づき運用されることに伴い、必要な事項について条例で定めたいため

【制定内容】

法律が許容する範囲内で、現行条例の制度と同じ水準を維持することを前提

条	項 目	内 容
第1条	趣旨	法律の施行に関し必要な事項を定める。
第2条	定義	市の機関（議会を除く。）を定義するほか、法で使用する用語の例による。
第3条	条例個人情報ファイル簿	法定事項である個人情報ファイル簿(対象者 1,000 人以上)を作成・公表することに加え、法定基準人数未滿の個人情報ファイル簿も市独自で作成・公表
第4条	手数料等	手数料の額を無料とし、写しの交付に係る実費は現行どおり徴収
第5条	審査会への諮問	専門的な知見に基づく意見聴取事項について、審査会に諮問することができる。
第6条	運用状況の公表	制度の運用状況を、一般に公表しなければならない。
第7条	委任	条例の施行に関し必要な事項は、市の機関が別に定める。

【その他】

- ・ 「行政機関等匿名加工情報の提供制度」は、**制度の導入を見送る。**
- ・ 「要配慮個人情報」は、法律で定められたものと市が定めていたものが同様であるため、海老名市独自の要配慮個人情報は**条例では定めない。**
- ・ 開示決定等の期限については法律の規定により、

開示決定期限30日＋延長期間30日＝合計60日とする。

（現行：開示決定期限14日＋延長期間46日＝**合計60日**）

【附 則】

- 1 施行期日：令和5年4月1日
- 2 本条例の制定により、海老名市個人情報保護条例を廃止するため、廃止に伴う経過措置及び関連する20の条例の文言の整理等を規定

2 議案第79号 海老名市個人情報保護審査会条例の制定について

【制定理由】

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、海老名市個人情報保護条例を廃止することから、新たに海老名市個人情報保護審査会の設置について定めたいため

【制定内容】

法律が許容する範囲内で、現行条例（海老名市個人情報保護条例）に規定する審査会の内容からの変更はない。

条	項 目	内 容
第1条	趣旨	組織、運営等に関し、必要な事項を定める。
第2条	設置	所掌事務について定める。
第3条	組織及び委員	委員5人以内・任期2年
第4条	会長及び副会長	委員の互選による。
第5条	調査権限等	審議に際し、必要な調査権について定める。
第6条	意見の陳述等	審査請求人等からの意見陳述について定める。
第7条	意見書等の提出	審査請求人等からの意見書等の提出について定める。
第8条	提出資料の閲覧	意見書等の閲覧等について定める。
第9条	会議	会長が招集する。
第10条	審議の非公開等	非公開とする審議の規定
第11条	答申書の公表等	答申書の公表について定める。
第12条	委任	条例に定めのないことに関する委任規定
第13条	罰則	秘密漏洩に係る罰則規定

【審査会の所掌事項】（第2条関係）

法律の改正により、審査会の所掌事項が次の2点となった。

- 1 開示決定等の審査請求に係る市の機関及び議会の諮問に応じ、調査審議すること。
- 2 条例で定める個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合の、市の機関及び議会の諮問に応じ、調査審議すること。

【施行期日】令和5年4月1日

3 議案第80号 海老名市特別会計条例の制定について

【制定理由】

地方自治法第209条第2項の規定に基づき、公共用地先行取得事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、海老名市公共用地先行取得事業特別会計を設置するとともに、法律の規定に基づいて設置している特別会計について定めたため

【制定内容】

条	項 目	内 容
第1条	設置	地方自治法第209条第2項の規定に基づき設置する特別会計 (1) 海老名市公共用地先行取得事業特別会計
第2条	設置	地方自治法以外の法律の規定に基づいて設置している特別会計 (1) 海老名市国民健康保険事業特別会計 (2) 海老名市介護保険事業特別会計 (3) 海老名市後期高齢者医療事業特別会計 (4) 海老名市公共下水道事業会計
第3条	歳入	それぞれ当該事業の事業収入、国県支出金、一般会計繰入金、借入金その他の収入 ※
	歳出	それぞれ当該事業の事業費、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子その他の諸支出 ※
第4条	弾力条項の適用	地方自治法第218条第4項の規定により、 <u>弾力条項</u> を適用することができる。 ※

※海老名市公共下水道事業会計を除く（地方公営企業法等で定められているため）。

◎ 弾力条項

特別会計の事業が、当該事業の事業量が増加し、これに伴ってその執行経費が増大したときには、当該事業量の増加に伴い増大することとなった収入の中からこれに充てることができるとする制度

【施行期日】

公布の日

4 議案第81号 海老名市一般職の職員の定年等に関する条例等の一部改正等について

【改正理由】

地方公務員法の改正に伴い、職員の定年制度等について、所要の改正を行うため

【改正概要】

1 海老名市一般職の職員の定年等に関する条例の一部改正（第1条関係）

（1）定年年齢65歳及び段階的な定年年齢の引上げ

定年年齢を65歳とし、現行60歳である定年年齢を令和5年度から2年ごとに1歳ずつ引上げる（制度完成は令和13年度）。

《段階的な定年年齢の引き上げ》

年度	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033
定年年齢	60歳	61歳	62歳	62歳	63歳	63歳	64歳	64歳	65歳	65歳	65歳	65歳
生年月日	S37.4.2～ S38.4.1	60歳 定年退職	61歳 62歳	62歳 63歳	63歳 64歳	64歳 65歳						
			暫定再任用期間									
	S38.4.2～ S39.4.1	59歳 役職定年	60歳 61歳	61歳 62歳	62歳 63歳	63歳 64歳	64歳 65歳					
			役職定年	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳				
			暫定再任用期間									
	S39.4.2～ S40.4.1	58歳	59歳	60歳 役職定年	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳			
			役職定年	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳				
			暫定再任用期間									
	S40.4.2～ S41.4.1	57歳	58歳	59歳	60歳 役職定年	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳		
				役職定年	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳			
			暫定再任用期間									
	S41.4.2～ S42.4.1	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳 役職定年	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	
					役職定年	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳		
			暫定再任用期間									
	S42.4.2～ S43.4.1	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳 役職定年	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
						役職定年	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	
			暫定再任用期間									
	S43.4.2～ S44.4.1	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳 役職定年	61歳	62歳	63歳	64歳
							役職定年	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
			暫定再任用期間									

（2）管理監督職勤務上限年齢制（いわゆる役職定年制）

- ① 管理監督職勤務上限年齢（60歳）に達した管理監督職（課長・主幹級以上）の職員は、翌年の4月1日までに非管理監督職（係長・副主幹級）に降任する。

《役職定年制について》

60歳到達年度の役職		61歳となる年度以降の役職（定年年齢まで）	
8級	理事・部長級	5級	係長・副主幹級
7級	次長・参事級		
6級	課長・主幹級		
5級	係長・副主幹級		
4級	主査級	4級	主査級
3級	主任主事級	3級	主任主事級
2級	主事級	2級	主事級

- ② 特例として管理監督職が他の職に降任等することで、公務の運営に著しい支障が生ずる場合、引き続き管理監督職のまま勤務することができる。

(3) 定年前再任用短時間勤務職員

60歳に達した日以後の最初の4月1日から定年退職の日まで、退職した職員を本人の意向を踏まえて、定年前再任用短時間勤務職員として任用する。

(4) 職員への情報提供・意思確認

60歳以後の職員の勤務形態等が、多様になることを踏まえて、60歳到達前に任用・給与等の情報を提供するとともに、意思確認を行う。

(5) 暫定再任用職員

現行の再任用制度を廃止する。なお、定年延長の制度完成までの間は、現行と同様の再任用制度を暫定的に措置する。

2 海老名市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第3条関係）

61歳となる年度以後の給与
① 60歳時の給料月額の7割水準（当分の間）
② 主な手当 【給料(7割水準)とする手当】 地域手当・時間外勤務手当・休日勤務手当・夜間勤務手当・期末手当・勤勉手当 【給料(7割水準)としない手当】 扶養手当・住居手当・通勤手当・特殊勤務手当

3 その他の改正条例（主に地方公務員法改正に伴う引用条項等を改正）

条	名 称
第2条	職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
第4条	海老名市一般職の職員の分限に関する条例
第5条	海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例
第6条	海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例
第7条	海老名市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例
第8条	海老名市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
第9条	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例

4 海老名市職員の再任用に関する条例の廃止（第10条関係）

定年延長に伴い、現行の60歳定年退職者の再任用制度を廃止

【施行期日】

- (1) 附則第2条及び第12条の規定 ⇒ 公布の日
- (2) それ以外の規定 ⇒ 令和5年4月1日

【指定管理 4 件】

5 議案第82号 指定管理者の指定について
(海老名市立総合福祉会館)

【趣 旨】

海老名市立総合福祉会館について、指定管理者による管理を行わせるに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を求めるもの

【指定内容】

1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置

名 称	位 置
海老名市立総合福祉会館	海老名市めぐみ町6番3号

2 指定管理者となる団体の名称及び住所

名称：社会福祉法人海老名市社会福祉協議会

住所：海老名市勝瀬175番地の1

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）



【海老名市立総合福祉会館】

6 議案第83号 指定管理者の指定について (海老名市障害者第一デイサービスセンター・ 海老名市障害者第二デイサービスセンター)

【趣 旨】

海老名市障害者第一デイサービスセンター及び海老名市障害者第二デイサービスセンターについて、指定管理者による管理を行わせるに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を求めるもの

【指定内容】

1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置

名 称	位 置
海老名市障害者第一デイサービスセンター	海老名市社家五丁目8番16号
海老名市障害者第二デイサービスセンター	海老名市望地二丁目24番1号

2 指定管理者となる団体の名称及び住所

名称：社会福祉法人星谷会

住所：海老名市杉久保南三丁目31番8号

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）



【海老名市障害者第一
デイサービスセンター】



【海老名市障害者第二
デイサービスセンター】

7 議案第84号 指定管理者の指定について (海老名市障害者支援センターあきば)

【趣 旨】

海老名市障害者支援センターあきばについて、指定管理者による管理を行わせるに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を求めるもの

【指定内容】

1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置

名 称	位 置
海老名市障害者支援センターあきば	海老名市上今泉六丁目11番20号

2 指定管理者となる団体の名称及び住所

名称：社会福祉法人星谷会

住所：海老名市杉久保南三丁目31番8号

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）



【海老名市障害者支援センターあきば】

8 議案第85号 指定管理者の指定の期間の変更について (海老名市立わかば会館)

【変更理由】

近年、通所希望者の増加等により、施設全体の見直しが必要となっていることから、利用者の意向や施設運営の実態を把握し、現在の指定管理者の意見も聴取しながら、今後の施設運営について検討するため

【変更内容】

2年間延長

変更 後 指定の期間	変更 前 指定の期間
平成30年4月1日～令和7年3月31日	平成30年4月1日～平成35年3月31日

【参 考】

施設名称：海老名市立わかば会館

海老名市中新田383番地の1

現指定管理者：社会福祉法人県央福祉会

大和市中央2丁目4番8号SKビル1階



【海老名市立わかば会館】

【予算関係 6件】

9 議案第86号 令和4年度海老名市一般会計補正予算
(第11号)

【補正の概要】

今回の補正は、歳入歳出それぞれ **29億8,497万2千円**を追加し、
予算総額を歳入歳出それぞれ **528億5,619万8千円**とするもの

■内容

☆「ふるさと納税」事業について、想定を上回る寄附をいただいていることから、返礼品等の予算を増額します。

☆中新田丸田地区土地区画整理事業について、行政協議で新たに発生した検討業務を実施するとともに、事業の早期推進を図るため、令和5年度当初に想定していた業務を前倒しして実施します。

☆行政手続を、24時間365日、スマートフォンで完結できる環境を構築し、市民の利便性の向上を図ります。

【補正の内容】

1 歳入歳出予算の補正

補正前:49,871,226千円・**補正額:2,984,972千円**・補正後:52,856,198千円

(1) 歳入

・法人市民税法人税割	125,000千円
・社会資本整備総合交付金（国庫支出金）	115,406千円
・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国庫支出金）	210,483千円
・児童福祉事業指定寄附	200千円
・決算に伴う純繰越	2,108,353千円
・市債	△ 29,100千円
・その他	454,630千円

合計	2,984,972千円
----	--------------------

(2) 歳出

① 充実して暮らせるまち	6,850 千円
--------------	----------

◇文化会館駐車場の舗装整備 6,850 千円

文化会館、中央図書館、総合福社会館の利用者駐車場にアスファルト舗装工事を実施するため、地質調査及び設計を行うことに伴う増額

○委託料（業務委託） 550 千円

○委託料（設計） 6,300 千円

② 健やかに暮らせるまち	200 千円
--------------	--------

◇指定寄附を活用したベビーベッドの購入 200 千円

寄附金を活用し、こどもセンターにベビーベッドを設置することに伴う増額

○備品購入費（その他備品） 200 千円

※寄附金充当（平塚信用金庫）

③ にぎわいがあり自然に優しいまち	109,548 千円
-------------------	------------

◇ふるさと納税返礼品事業の充実 109,548 千円

ふるさと納税返礼品事業の9月までの寄附実績が想定以上に好調であり、年末に向けて寄附の増加が予想されることに伴う増額

【ふるさと納税振興寄附金】

当初予算額 700,000千円

9月末実績額 186,862千円

収入見込額 743,138千円

予算不足額 230,000千円

歳入補正額 230,000千円

【ふるさと納税返礼品事業】

当初予算額 357,282千円

8月末執行額 87,830千円

執行見込額 379,000千円

予算不足額 109,548千円

歳出補正額 109,548千円

④ 便利で快適に暮らせるまち

12,540 千円

◇中新田丸田地区土地区画整理事業の促進

12,540 千円

中新田丸田地区土地区画整理事業について、行政協議や地権者調整で新たな検討業務が発生したことに伴う設計費用の増額及び事業の早期推進を図るため、令和5年度に予定していた業務を前倒しすることに伴う増額

※新たな検討業務

北側高架下道路拡幅、県道交差点の改良、西側排水路暗渠化等

※前倒し業務

事業計画案の作成、換地調整業務

○負担金、補助及び交付金（補助金・交付金（資産外）） 12,540 千円

⑤ 豊かな学びを育むまち

3,210 千円

◇GIGAスクール構想の推進のためのネットワーク接続環境の改善

3,210 千円

GIGAスクール構想による一人1台端末の活用を推進するため、市内小中学校のネットワーク接続環境を改善することに伴う増額

※プロバイダの変更及びルータ設定変更作業委託

○役務費（その他通信運搬料） 966 千円

○委託料（その他（資産外）） 2,244 千円

⑥ 安全で安心して暮らせるまち

12,730 千円

◇感染防止衣の購入

12,730 千円

新型コロナウイルス感染症の第7波により感染防止衣の使用数が急増し、今後の納期も確約がとれない状況であることから、令和5年度末まで対応できるよう数量を確保することに伴う増額

○需用費（消耗品） 12,730 千円



⑦ かがやきを創造するまち	2,588 千円
---------------	----------

◇スマートフォンを活用した行政手続の電子化 2,588 千円

① 行政手続を 24 時間 365 日、スマートフォンで完結できる環境（スマホ市役所）の構築に伴う増額

○委託料（システム関連） 1,647 千円

② 現在運用を開始しているスマート申請について、全庁的に活用できるよう、利用できる手続の上限数を拡張することに伴う増額

○使用料及び賃借料（その他使用料及び賃借料） 941 千円

⑧ その他	2,837,306 千円
-------	--------------

◇過年度国庫支出金返還金 314,083 千円

◇燃料高騰に伴い不足する電気料等の増額 55,489 千円

◇基金積立金 2,213,813 千円

（内訳）

基金名	年度末予定現在高	積立額
財政調整基金	3,503,702 千円	968,813 千円
新まちづくり基金	1,320,529 千円	600,000 千円
公共施設等あんしん基金	2,545,677 千円	100,000 千円
応援まごころ基金	1,001,812 千円	230,000 千円
情報システム基金	591,562 千円	300,000 千円
森林環境譲与税基金	11,846 千円	15,000 千円

◇その他 253,921 千円

・老朽化した防火水槽の撤去工事 19,636 千円

・大谷小、門沢橋小屋内運動場大規模改修工事設計委託等
38,194 千円

・サービス利用増に伴う障がい者自立支援給付等事業費の増
80,254 千円

等

合計 2,984,972 千円

2 繰越明許費

①市庁舎照明器具ＬＥＤ化改修工事 64,065 千円

(理由) 事業の早期完成に向け、年度を跨いで実施したいため

②文化会館駐車場舗装工事 6,300 千円

(理由) 事業の早期完成に向け、年度を跨いで実施したいため

③街区公園等ナラ枯れ樹木処理 4,422 千円

(理由) 樹木処理に時間を要し、年度内完了が見込めないため

④緑地等ナラ枯れ樹木処理 4,301 千円

(理由) 樹木処理に時間を要し、年度内完了が見込めないため

⑤消防本庁舎トイレ改修工事 8,593 千円

(理由) 事業の早期完成に向け、年度を跨いで実施したいため

⑥感染防止衣購入 12,730 千円

(理由) 事業の早期完成に向け、年度を跨いで実施したいため

⑦大谷北二丁目ほか 2 か所防火水槽撤去工事 19,636 千円

(理由) 事業の早期完成に向け、年度を跨いで実施したいため

(案内図)

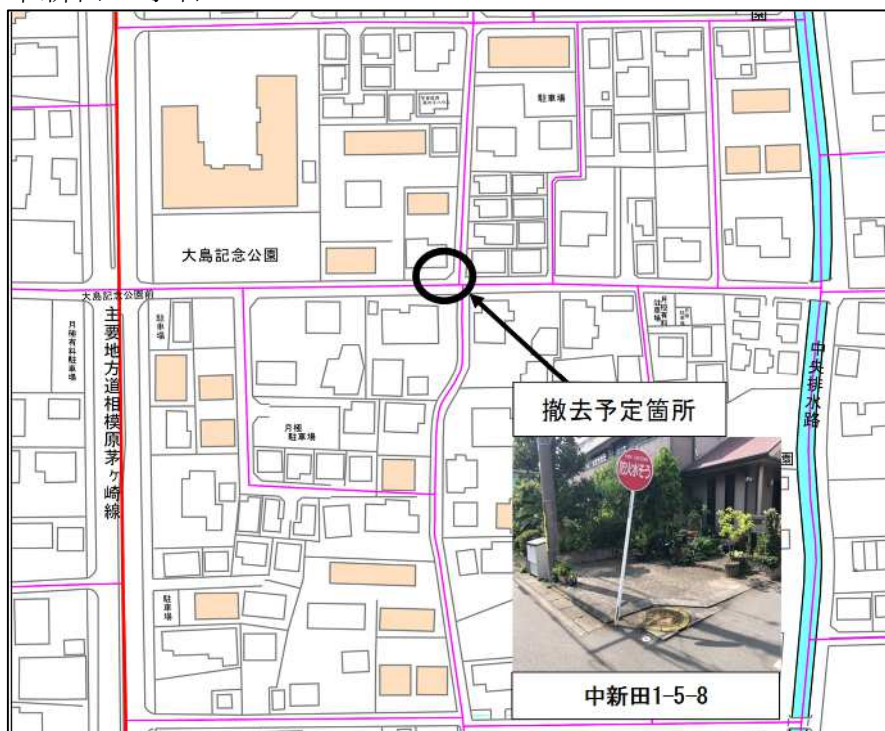
(1) 大谷北二丁目



(2) 大谷北二丁目



(3) 中新田一丁目



⑧大谷小学校ほか1校屋内運動場大規模改修工事設計委託 7,348 千円
(理由) 事業の早期完成に向け、年度を跨いで実施したいため

⑨今泉小学校南棟系統空調改修工事設計委託 2,794 千円
(理由) 事業の早期完成に向け、年度を跨いで実施したいため

⑩中新田小学校校舎外装改修工事設計委託 4,279 千円

(理由) 事業の早期完成に向け、年度を跨いで実施したいため

⑪門沢橋小学校ほか 1 校空調室外機部品交換工事 19,692 千円

(理由) 事業の早期完成に向け、年度を跨いで実施したいため

⑫温故館照明器具 L E D 化改修工事 6,439 千円

(理由) 事業の早期完成に向け、年度を跨いで実施したいため

3 債務負担行為の補正

(1) 追加

①広報えびな印刷

期 間：令和 4 年度～令和 6 年度 限度額： 49,413 千円

(理由) 翌年度以降の業務を年度内に契約し、年度を跨いで実施したいため

②海老名市立総合福祉会館指定管理料

期 間：令和 4 年度～令和 9 年度 限度額： 131,991 千円

(理由) 翌年度以降の 5 年間の管理運営について協定を締結するため

③海老名市障害者支援センターあきば指定管理料

期 間：令和 4 年度～令和 9 年度 限度額： 101,795 千円

(理由) 翌年度以降の 5 年間の管理運営について協定を締結するため

④海老名市立わかば会館指定管理料

期 間：令和 4 年度～令和 6 年度 限度額： 75,814 千円

(理由) 指定期間の 2 年間延長に伴い、年度内に協定を締結するため

⑤荷卸用昇降装置付車両及び脱着装置付コンテナ専用車購入

期 間：令和 4 年度～令和 5 年度 限度額： 24,182 千円

(理由) 翌年度以降の業務を年度内に契約し、年度を跨いで実施したいため

(参考イメージ)

(1) 荷卸用昇降装置付車両 (1 台)



<用途：美化デー、不法投棄収集>

(2) 脱着装置付コンテナ専用車 (1 台)
+ コンテナ (2 台)

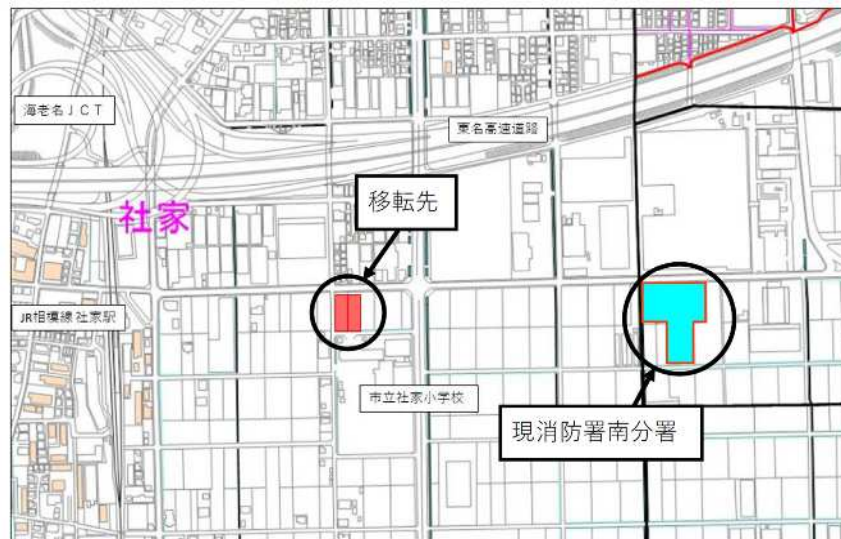


<用途：粗大ごみ、重量物>

⑥消防署南分署移転工事

期 間：令和4年度～令和6年度 限度額： 909,469 千円

(理由) 翌年度以降の業務を年度内に契約し、年度を跨いで実施したいため
(案内図)



⑦学習支援ソフト運用

期 間：令和4年度～令和5年度 限度額： 2,008 千円

(理由) 翌年度以降の業務を年度内に契約し、年度を跨いで実施したいため

⑧学習者用端末フィルタリング導入

期 間：令和4年度～令和5年度 限度額： 806 千円

(理由) 翌年度以降の業務を年度内に契約し、年度を跨いで実施したいため

⑨学校給食調理等業務委託

期 間：令和5年度 限度額： 244,272 千円

(理由) 現契約の契約期間を翌年度に延長し、年度を跨いで実施したいため

4 地方債の補正

(1) 追加

①駐車場整備事業債 限度額 3,800 千円

(理由) 対象事業開始に伴う市債の増

(2) 変更

①市庁舎LED化整備事業債 限度額 23,800 千円 ⇒ 87,200 千円

(理由) 対象事業費の増額に伴う市債の増

②道路橋りょう整備事業債 限度額 1,619,600 千円 ⇒ 1,507,900 千円

(理由) 財源更正に伴う市債の減

③都市計画整備事業債 限度額 218,300 千円 ⇒ 214,400 千円
(理由) 財源更正に伴う市債の減

④消防施設整備事業債 限度額 86,800 千円 ⇒ 94,800 千円
(理由) 対象事業費の増額に伴う市債の増

⑤小学校施設整備事業債 限度額 32,200 千円 ⇒ 43,500 千円
(理由) 対象事業費の増額に伴う市債の増

10 議案第87号 令和4年度海老名市国民健康保険事業特別 会計補正予算（第2号）

【補正の概要】

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 1 億 1, 1 4 3 万 4 千円を追加し、
予算総額を歳入歳出それぞれ 1 2 3 億 5 4 6 万 4 千円とするもの

【補正の内容】

1 歳入歳出予算の補正

補正前 12,194,030 千円・補正額 111,434 千円・補正後 12,305,464 千円

(1) 歳入

・保険給付費等交付金	165 千円
・一般会計繰入金	13,572 千円
・決算に伴う純繰越	97,697 千円

合計 111,434 千円

(2) 歳出

・連合会負担金	165 千円
・特定健康診査等事業費	13,572 千円
・財政調整基金積立金	96,714 千円
・国庫支出金等過年度分返還金	983 千円

合計 111,434 千円

1 1 議案第88号 令和4年度海老名市介護保険事業特別会計 補正予算（第3号）

【補正の概要】

今回の補正は、歳入歳出それぞれ **2億6,401万円**を追加し、
予算総額を歳入歳出それぞれ **92億1,951万8千円**とするもの

【補正の内容】

1 歳入歳出予算の補正

補正前：8,955,508千円・**補正額：264,010千円**・補正後：9,219,518千円

（1）歳入

・介護給付費負担金	21,261千円
・介護給付費交付金	17,663千円
・一般会計繰入金	8,178千円
・介護保険給付費等準備基金繰入金	18,319千円
・決算に伴う純繰越	198,589千円

合計 264,010千円

（2）歳出

・居宅介護等サービス給付費	55,054千円
・居宅介護等サービス計画給付費	10,116千円
・審査支払手数料	251千円
・介護保険給付費等準備基金費	79,414千円
・国庫支出金等過年度分返還金	69,756千円
・一般会計繰出金	49,419千円

合計 264,010千円

12 議案第89号 令和4年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

【補正の概要】

今回の補正は、歳入歳出それぞれ **770万7千円**を追加し、
予算総額を歳入歳出それぞれ **21億1,889万7千円**とするもの

【補正の内容】

1 歳入歳出予算の補正

補正前：2,111,190千円・**補正額：7,707千円**・補正後：2,118,897千円

（1）歳入

- ・一般会計繰入金 △8,794千円
- ・決算に伴う純繰越 16,501千円

合計 7,707千円

（2）歳出

- ・後期高齢者医療広域連合納付金 △8,794千円
- ・一般会計繰出金 16,501千円

合計 7,707千円

13 議案第90号 令和4年度海老名市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

【収益的支出の補正】

- （1）支出：今回の補正は、**8,615万2千円**を追加し、
支出を **30億4,763万6千円**とするもの

- ・流域下水道管理費 86,152千円

14 議案第91号 令和4年度海老名市公共用地先行取得事業 特別会計予算

【予算の概要】

予算総額を歳入歳出それぞれ 1億3,619万2千円とするもの

【予算の内容】

(1) 歳入

- ・一般会計繰入金 192 千円
- ・市債 136,000 千円

合計 136,192 千円

(2) 歳出

- ・公共用地先行取得事業費 136,192 千円